

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和4年12月5日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 40 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和4年12月5日(月)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	12名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	4番	佐々木 隆	5番 住田 賀津彦
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	11番	北田 直喜	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	2名		
	3番	宮坂 博一	6番 関口 卓司
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	1名		
	下中島地区 吉崎 道隆		
7. 議事録署名委員			
	8番	金坂 隆男	9番 高橋 順子
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主査	本田 陽一	主事 小川 聡志
	主事	小林 智樹	

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和4年度12月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、8番金坂委員、9番高橋委員にお願いいたします。

議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が390㎡です。

【議案第40号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

10番： 事務局の説明にもあったが、以前この隣の筆を許可してもらったが、現況は1枚の田であり申請漏れのため、併せて許可していただきたい。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見無し」の声あり）

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第40号は許可決定いたします。

議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積合計が2,384㎡です。

それでは6ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第41号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

13番： 1件目については、事務局からの説明にあったとおり、現在の駐車場ではトラック進入時に車を移動しなければいけない状態であった。転用後はアスファルト敷きとなり、調整池を通してオリフィスで流す。農振除外も得ているため問題ないと思われる。

7番： 2件目については、譲渡人と譲受人は親子であり、子の家が建つことに譲渡人は喜んでいて、基盤整備もしていない土地であり、現在は耕作していない。父の所有地を子と一緒に管理していくということであり、問題ないと思われる。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第41号は意見決定いたします。

議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全1件、2筆、4,602 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第42号は決定いたします。
これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・視察研修の報告について
・非農地通知について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 2 時34分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第40号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲受人が、以前から管理していた農地の所有権を取得するものであり、実際の耕作状況は、これまでと変化なし。権利移転後は、申請地で、水稻栽培を行う予定であり、申請地の周辺の農地は、譲受人の農地であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第41号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね90haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は既存敷地拡張です。	
転用目的	譲受人は建設機器の部品製造及び販売業を営んでおり、近年の生産量の著しい増加に伴い、従業員の増加及び流通トラックの増加による敷地内の事故リスクが高くなっていることから、新たな駐車場を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。雨水排水については調整池・オリフィス柵を用いて近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第41号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、住宅用地等の連担している土地に近接し、10ha未満（9ha）の農地の集団規模にある区域内にある市街地化傾向の区域にあるため、第2種農地と判断しました。 転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は家族の増加を踏まえ戸建て住宅をする土地を必要としており、共働きのため実家の両親に子育ての支援を得ることより実家付近の土地で一般住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水については、公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		